

預金商品の概要 [流動性預金]

新規受付は終了致しました

令和4年4月1日現在

1. 商品名 (愛称)	通知預金
2. 販売対象	法人・個人
3. 期間	特に期間の定めはありません ただし、預入日から7日間の据置期間が必要です。
4. 預入	
(1) 預入方法	一括預入
(2) 預入金額	1万円以上
(3) 預入単位	1円単位
5. 払戻方法	随時解約 (払戻) できます。 ただし、解約する日の2日前までにご通知ください。
6. 利息	
(1) 適用金利	変動金利 毎日の店頭表示の利率を適用します。
(2) 利払方法	解約時 (払戻時) に一括して支払います。
(3) 計算方法	1年を365日とする日割り計算 付利単位を1,000円として利息を計算します。
(4) 税金	個人：20% (国税15%、地方税5%) の源泉分離課税 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間にお受取りになるお利息には「復興特別所得税」が課税されますので、税率はこれを付加した20.315% (国税15.315%、地方税5%) となります。 法人：総合課税
7. 手数料	
8. 付加できる特約事項	個人の場合はマル優の取扱いができます。
9. 中途解約時の取扱い	据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに支払います。
10. 金利情報の入手方法	金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
11. その他参考となる事項	預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)